

令和3年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和3年10月14日（木）午後6時から午後8時40分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 各業務廃止届出
- ② 小金井市中間処理場運営協議会綴り
- ③ 小金井市不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営協議会綴り
- ④ 小金井市介護予防・フレイル予防活動オンラインツール借用申請書
- ⑤ 小金井市ファーストバースデー事業アンケート
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援利用者リスト
- ⑦ リユース品抽選申込書、リユース品抽選受付簿
- ⑧ 配布漏れ連絡書
- ⑨ 配布漏れ注意リスト
- ⑩ 就学時健康診断記入表
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者買物支援利用者リスト
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症自宅療養患者情報

(3) 諮問事項

諮問第30号 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託について

諮問第31号 ごみ・リサイクルカレンダー配布委託について

諮問第32号 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業委託について

(5) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

仮 野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志 川 井 康 晴 篠 宮 輝 立 川 明
寺 島 功 中 澤 武 久 橋 本 修 本 多 龍 雄
町 田 博 司 松 行 彬 子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<ごみ対策課>

深澤ごみ対策課長

府川ごみ対策課減量推進係長

高田ごみ対策課清掃係長

武田ごみ対策課主任

沢田ごみ対策課主事

<健康課>

郡司健康課主任

中澤健康課主任

<情報システム課>

今井情報システム課長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

島津情報公開主事

【傍聴者】

1名

【総務部長】

皆さん、こんばんは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいなので、これより審議会を始めさせていただきます。

本日は、任期満了に伴い、新たに委員をお引き受けいただきました情報公開・個人情報保護審議会の最初の会議でございますので、市長が御参集の通知を差し上げております。したがいまして、条例に基づく審議会の会長が選出されるまで、事務局において会議を進めさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに、市長の開会の挨拶及び情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱の手続をさせていただきます。それでは、西岡市長、よろしく願いいたします。

【市長】

皆様、こんばんは。小金井市長の西岡真一郎でございます。

このたびは、御多忙の中、本審議会のために御参集いただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。また、皆様方におかれましては、小金井市情報公開・個人情報保護審議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。前期に続いて継続して委員をお務めいただき皆様、どうぞよろしく願いいたします。また、新たに御就任いただきました皆様、このたびは本当にありがとうございます。皆様方のこれまでの御経験や知見、こういったものをどうぞ存分に生かしていただきまして、本審議会の審議を何とぞよろしく願い申し上げます。

小金井市におきまして、情報公開条例は平成10年、また個人情報保護条例につきましては平成元年にスタートして以来、何度かの改正が行われて、現在に至っており、条例の適正な運用に努めているところでございます。

情報公開制度は、何人にも、市が保有する情報に関して知る権利を保障するとともに、小金井市が市政に関して説明責任を果たすことで、市民の参加を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、開かれた市政を実現することを目的とする重要な制度であると考えております。

一方、個人情報の保護につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が今年の5月19日に公布されております。この法律公布に伴う個人情報保護法の改正により、日本全国の地方自治体の個人情報保護制度が統一され、小金井市の個人情報保護制度も条例制定以来の大きな制度変更が予定されているという状況でございます。

本審議会は、今までに大変貴重な御意見を頂き、両制度の適正かつ円滑な運営に努めていただいているところでございますが、これからも引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

各委員の皆様には、これから2年間にわたり両制度の適正な運用と推進のために、御理解と御協力をいただけますよう重ねてお願ひ申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

【総務部長】

ありがとうございます。それでは、引き続き、私のほう、着座で失礼させていただきますけれども、通常ですと、ここで市長から直接委嘱状の交付をさせていただいておりますが、緊急事態宣言は解除されたとはいえ、リバウンド防止措置が現在取られている状況下に鑑みまして、机上に配付してございます。なお、承諾書につきましては、会議終了、最後に回収をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、審議会の役員選出に入る前に、本日の出席者についての御紹介をさせていただきたいと思いますが、大変恐れ入りますが、各委員におかれましては、自己紹介という形で、今回御紹介に代えさせていただきたいと思いますので、出席委員の井口委員から、この順番でそれぞれ自己紹介という形で委員の紹介をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。座ったままで結構です。

【井口委員】

はい。じゃ、このままで。今回、委員として就任いたしました井口でございます。よろしくお願ひいたします。

前の期で公募という形で入らせていただきましたが、今回学識ということで。今まで消費者保護関係の仕事を経験等を生かせればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【仮野委員】

仮野忠男と申します。

先ほど市長さんからお話ありましたが、小金井市の情報公開条例を策定するとき以来、策定委員会のメンバーでございました。その後、この個人情報保護審議会と情報公開との合わさったような審議会がスタートし、これに入ってくれと言われて、現在も入っております。

今、市長からもお話ありましたが、いわゆる2000個問題、デジタル化に伴って一気に国は、各地方が持っている、地方がいろんな苦勞の末、いろんな悩

みながら個人情報保護という制度を確立していったんだけど、国からすると、どうも2,000個もあって、管理が難しい、嫌だ、おかしい、もう一気に国に統一してしまおうという、そんな動きをしています。そういうことはとても許されないと考えているんですけども、こういう問題も、大きなテーマとしてこれから出てくるかと思えます。そういう観点から、私もまた個人情報保護の問題に取り組んでまいりたいと思えます。どうぞ御協力のほど、お願いいたします。

【川井委員】

川井康晴といいます。よろしく申し上げます。

前回に引き続きなんですけれども、この2年間というのは、やっぱりコロナの関係で、書面会議とかあって、休会になったりとか、もうひとつ審議委員として活動しているという実感が持ちにくかったので、またもう1期やらせていただくということで応募いたしました。よろしく申し上げます。

【篠宮委員】

篠宮と申します。よろしく申し上げます。

多分この中で最年少かと思えますが、市民として何か動くということは、非常に僕らの世代で重要だなというふうな、まず思いがあって、どういったところであれば、僕にできるかなといういろいろホームページだったりとか市報を見させていただきながら立候補させていただきました。

仕事は、今、ITのコンサルタントだったりとか、あとはちょっと今、耳が痛い話がありましたけれども、個人情報保護委員会の事務局の事務局員とかもやったりとかしていて、この領域、もちろん情報公開もそうですけれども、ある程度きちんと勉強はしていて、お役に立てるかなと思い、立候補させていただいた次第であります。よろしくお願いいたします。

【立川委員】

立川と申します。

小金井市商工会から出させていただいております。よろしくお願いいたします。

【寺島委員】

寺島功と申します。

同じ名前の方が前任でいたと思うんですけども、うちの者で、本人も別の仕事というか、忙しいのでという話だったので。私が話を聞いていて、なかなか有意義な話というか、市政というか、市の事業ですかね、そういうものに直接触れることができる、なかなかこういうのって自分から積極的に取りに行かないと手に入らないもので、こういう場に参加することによって、より市政を身近に感じら

れて、自分の経験とかも話ができたらいいかなと思って参加させていただきました。よろしくお願いします。

【中澤委員】

中澤と申します。

銀行を退職して、これで69歳になるので、もう四、五年たつんですけれども、銀行業務の中では、本部にて、ずっと斯様な事務に関わって来ました。この審議会に参加して3期目になりますが市政の内容、動きが何か見えてきて非常に面白いです。市では斯様なことをやっているのかと全体像が明確に見えてきます。ワクチンパスポートとか何とか、もうこれ始まったんだとか、そういう動きが非常に面白くて、ぜひ参加させていただきたいと思って応募しました。あらん限りの力を尽くして、お役に立てるように頑張りたいと思います。

【橋本委員】

橋本修と申します。よろしくお願いします。

今回初めて就任させていただきました。小金井市に移り住んで17年目になるんですけれども、市民として、小金井市のお役に少しでも立てればいいかなと思って応募させていただきました。仕事は、大学のほうの教育をやらせていただいていますけれども、そういう経験を少しでも生かせればいいかなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【本多委員】

本多龍雄と申します。

前は小金井市の職員でした。在職中は、事務局側に座っていた者であります。平成29年の10月1日から委員をやらせていただいて、現在に至っています。よろしくお願いします。

【町田委員】

町田博司といいます。

市民団体代表というのは、教育委員会から推薦を受けました。小学校の教員を45年ぐらいやっていたものですから、今も、午前中だけなんですけど、非常勤講師として市内の小学校に勤めています。

個人情報、本当は小学校なんかは一番厳密に実行しなきゃいけないところなんですけれども、ちゃんとした勉強は全然教員はやっぱりしていないことが多くて、ここに来て本当にたくさん勉強させていただいております。これからよろしくお願いします。

【松行委員】

松行彬子と申します。私は、小平の嘉悦大学の教授をしておりまして、また学部長もしておりました。それで、私の専門は経営学及び新しい分野の公経営であります。そして、立川市のNPOの審議会の会長を2期やりまして、立川の市議会にも条例を提案いたしました。

それで、私の今持っている興味が、パンデミックの後と言おうか、やはり世の中が非常に変わるという、そして企業ももちろんですけども、公営部門である政府も、それからNPOも全てやはり時代の要請に応じて変わっていかねばならない。どのように変わるかというところに、現在非常に興味を持っております。よろしく願いいたします。

【総務部長】

ありがとうございました。

それでは、引き続き市側の担当職員について紹介させていただきます。

まず、私ですけれども、総務部長の加藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長の高橋です。

【総務課長】

よろしく願いいたします。

【総務部長】

情報公関係の係長の中村でございます。

【情報公関係長】

中村です。よろしく願いいたします。

【総務部長】

情報公関係主事の島津でございます。

【情報公開主事】

よろしく願いいたします。

【総務部長】

以上が、事務局の体制になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に会長の互選に移りたいと思います。

ほかの例によりますと、出席委員の中のどなたかに仮議長になっていただき、議事を進行していく例が多いのでございますが、前回は事務局が仮議長になって議事を進めていくということで差し支えない旨の御意見をいただいております。したがって、今回も、特に御異議がなければ、このまま会長の互選に関する議事を進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【総務部長】

ありがとうございます。それでは、このまま議事を進行させていただきます。それでは、直ちに議事に入ります。議題は、会長の互選についてであります。会長の互選について、お諮りいたします。選出方法について、いかがいたしましょうか。どなたか選出方法について、御意見等ございますでしょうか。

本多委員。

【本多委員】

指名推選でいかがでしょうか。

【総務部長】

ただいま、選出の方法について指名推選によるとの御意見がありますので、そのように決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【総務部長】

御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で行いたいと思います。

それでは、どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

本多委員。

【本多委員】

それでは、会長には、引き続き仮野委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【総務部長】

ただいま会長に仮野忠男委員をとの推薦がございました。

お諮りいたします。本審議会会長に仮野忠男委員を選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【総務部長】

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしました。

それでは、ただいま選出されました仮野会長に、すみません、コロナ禍なので、この形は崩さずに、会長席にお座りいただいたということで。

それでは、会長から就任に当たっての御挨拶をよろしくお願いいたします。

【仮野会長】

重い責任を再び負うことになりましたが、皆様方の御協力の下、この審議会を

意義あるものにしていきたいと思います。どうぞ御協力のほど、お願いします。

(拍手)

【総務部長】

ありがとうございます。

それでは、続きまして、職務代理者の指定についてでございます。

職務代理者につきましては、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例により、あらかじめ会長が指定することになっております。つきましては、仮野会長に職務代理者を指名していただきたいと存じます。仮野会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【仮野会長】

今日、本人がいらっしゃらないので、どうしたのだろうと思いました。白石さんをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【総務部長】

それでは、ただいま御指名がありましたので、職務代理者は、本日欠席されておりますけれども、白石孝委員をお願いしたいと思います。本日、御欠席されておりますので、御挨拶については、別の機会をお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして、私の職務は終了いたしましたので、会長と交代をいたします。皆様の議事進行への御協力、心より感謝申し上げます。

それでは、ただいま選出されました仮野会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【仮野会長】

分かりました。いずれにしろ、拙い面はいっぱいありますが、よろしくお願ひします。

まず、審議に入る前に委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、白石委員は、都合により御欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。会議録の確認です。

お手元に届いているかと思いますが、中澤委員から指摘された訂正について、事務局から追加の資料が配付されております。それ以外に訂正等がございますでしょうか。どうぞ。

【情報公関係長】

議事録に関連しまして、前回、井口委員から質問の宿題がありましたので、ここで報告させていただきます。

携帯情報端末の個人情報の管理に関して、データのダウンロードに関して御質問があったんですけども、このことに関して、指導室に確認させていただきました。クラウド上にデータを保存できるかといいますと、できるということでした。管理の方法は、個人ごとのIDで管理されて、他人のデータはダウンロードすることはできないということでした。

また、具体的に言うと、町田市の小学校とかで問題になっているように、パスワードの使い回しがあるかどうかというのも、念のために確認したところ、小金井市では個別に管理しているということで、さらに教育委員会の運用方針と、もし現場が違っていると問題なので、一応小金井市の職員で小学校等に通わせている職員に、実際にパスワードはどうなっているかも確認したところ、子供に聞いたところ、パスワードは個人個人でやっているということを確認したので、小金井市ではそこら辺の安全は担保されていると考えております。

前回の質問の回答は、以上です。

【仮野会長】

ここに、質問に関して横書きで資料がありますが、これは皆さんに配付されていますか。

【情報公関係長】

そうですね。これは今回の質問に関してです。

【仮野会長】

なるほど、了解。分かりました。

それでは、次の事案に移ります。

小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会への報告・諮問事項。

初めに、報告事項について。

小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが11件、届出廃止に関するものが1件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第27条に基づく「不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託について」、「ごみ・リサイクルカレンダー配布委託について」、「新型コロナウイルス感染症自宅療養

者等買物支援事業委託について」の合計3件となっております。

細部につきましては事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【事務局】

ここにて、市長と部長については、別の予定がありますので、申し訳ございませんが、退席させていただきます。

【市長】

では、皆様、2年間大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

(市長・部長退席)

【仮野会長】

それでは、ただいまから令和3年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。第3回になるんですね。

委員の中で白石さんが欠席となっておりますが、いずれにしろ会議そのものは成立しております。

次に、令和3年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてとなります。既に皆さんのお手元に届いているかと思いますが、中澤委員から指摘された訂正については、事務局から追加の資料が配付されております。それ以外に訂正等がございますか。これはもうよかったですかね。

【事務局】

はい。

【仮野会長】

訂正はないようですので、これを認め、承認いたします。

審議に入ります。事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆さんから御意見、御質問を受け、それに対する説明を、事務局または担当課から受けることで進めたいと思います。担当課は、今日はいらっしゃらない。

【事務局】

担当で本日呼んでおりますのは、諮問部分のごみ対策課と健康課になります。

【仮野会長】

そうですね。なるほどね。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

資料1ページを御覧ください。今回の届出は、開始11件、廃止1件でございます。

2ページには、その明細となります。

3ページは、さらにその内訳で、今回は説明する順として、前半をごみ対策課の案件、また、資料の事前配付以降に追加案件がございましたので、後半を健康課の案件にして説明させていただきます。このため、説明の順番は、案件の番号順になりませんので、あらかじめ御了承ください。また、事前質問の回答につきましては、机上に配付してございます。

説明については、以上です。

【仮野会長】

ただいま事務局から説明がありました。皆様には慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間の中、円滑な案件審議となるよう、御協力をお願いします。

それでは、最初の案件、ごみ対策課の説明をお願いします。

【事務局】

案件1と案件2については、ごみ対策課の届出のみの案件ですので、一括して説明させていただきます。

それでは、5ページを御覧ください。案件1、各業務廃止届出です。今回は、保有の廃止の届出は1件のみでございます。廃止案件、廃止理由、廃棄方法については記載のとおりとなっております。

続きまして、案件の2、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営協議会綴り及び小金井市中間処理場運営協議会綴りについてでございます。

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設に関する諸問題を協議することを目的として、運営協議会の開催を予定しているところであります。作成予定の名簿及び議事録に住所、氏名、電話番号、印影が含まれることから届出をするものです。

また、これに伴い過去の様式等を確認したところ、小金井市中間処理場に関する諸問題を協議することを目的として運営協議会を開催しているところですが、作成している名簿及び議事録に住所、氏名、電話番号、印影が含まれていることが判明したことから、保有の届出をするものです。以後、このような漏れがないよう注意してまいります。

7ページを御覧ください。今回、届出が漏れておりました、届出番号12-71「小金井市中間処理場運営協議会綴り」の届出でございます。

8ページと9ページに、使用する様式をおつけしてございます。

10ページを御覧ください。届出番号12-72「不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営協議会綴り」の保有開始の届出でございます。

ここで1点、訂正のお願いがございます。10ページの届出状況等の個人情報の内容が、真ん中ら辺になります、それが、氏名、住所、電話番号となっておりますけれども、印影の追加をお願いいたします。

続けてまいります。11ページと12ページに、この協議会で使用する様式をおつけしてございます。

また、事前にお受けした寺島委員の御質問につきましては、机上に配付した資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。

このことに関する説明は、以上です。

【仮野会長】

どなたか、御質問どうぞ。

基本的な質問ですけど、こういうのには印影というのは要るのですかね。そんなに、今までこういう文書で印影というのは聞いたことがあまりないような気がするんだけど、どうなの。

【ごみ対策課長】

中間処理場のほうの運営協議会の関係で、印影で御質問いただいております。こちらにつきましては、平成15年度から始まっているものなのですが、その当時のことは、すみません、把握はしてないんですけれども、そこからしてきたということで、今後これが必要かどうかは確認させていただきます。

【仮野会長】

ちょっと意味が分からなかった、今。

【総務課長】

ちょっと補足させていただきます。小金井市議会なんかでも、会議録を作成するときはそうなのですが、議事録を作成したときに署名押印する方を選ばれて、この議事録で間違いございませんという署名を頂いて完成とされています。この協議会に関しても、いろいろなステークホルダーと申しますか、町会長さんとか、いろんな方に来ていただいている、その代表の方に、この議事録で間違いございませんという署名、または署名に代えて印を頂いていたのだと推測しております。このような会議の場で皆さんに確認するようなものもあれば、今回議題となっておりますように、そこにもサインを残して確認されているようなものもあると推測するところです。

【仮野会長】

なるほど。ちゃんと確認のための印影、あるいはサイン、その一つですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

なるほど、分かりました。

どうぞ、松行委員。

【松行委員】

ちょっと細かいことなのですが、案件の2のところの4行目に「議事録に住所、氏名、電話番号、印影が含まれる」と書いてあります。ところが、7ページと10ページ、個人情報の内容のところには「氏名、住所、電話番号」、それに「印影」ですかね、加えて。この「氏名」と「住所」がひっくり返っているのですけども、やはりそこら辺は、どうでしょうかね、やっぱり統一したほうがよろしいのではないのでしょうか。

【ごみ対策課長】

おっしゃるとおり、実際には氏名、住所、電話番号が正しいと思っているので、最初の案件名のところ、こちらの記載のミスだと思います。お詫びいたします。

【仮野会長】

10ページに印影を追加する。これは予定どおりですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

分かりました。

ほかにはどうでしょう。

【井口委員】

すみません。

【仮野会長】

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

印影ということで、特にそれはそれで結構なのですが、国のほうではかなりもう、河野大臣がかなり厳しい指令で印影廃止というのを言われているんですが、あまりここには来ないんですか、そういう形の要請といいますのは。

【総務課長】

国からは、押印廃止に関しては積極的に進めるようにというような文書は来て

います。様々な分野ごとにも来ておりますし、全体的なものも来ております。

小金井市に関しましては、不必要な押印は求めないということで、平成のもう1桁台の頃から、本人確認が別にできるものに関しては印影を求めないということで行って来てはありましたが、それに代わるものがないものに関しては、まだ印影は残っております。この会議録の確認に関しては、恐らく署名が多いのであろうと思いますが、それができないような場合には印影を取っていると推測いたします。

【仮野会長】

いいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

ほかには。

それでは、これは承認といたします。

では、次に参りましょう。

【総務課長】

次は、ページが飛びまして、29ページを御覧ください。

案件6、リユース品抽選申込書、リユース品抽選受付簿について。ごみ対策課の案件となります。

新たに整備する施設でリユース品の展示・抽選販売を実施することに伴い、申込時に記入された個人情報新たに保有するため、届出を行います。また、本事業は委託業務で行い、それに伴い、個人情報を含む業務を行うため、併せて諮問するものです。

30ページを御覧ください。届出番号12-68「リユース抽選申込書、リユース品抽選受付簿」の保有の届出でございます。

31ページが受付簿の様式です。32ページにリユース品抽選申込書の様式をおつけしてございます。

33ページを御覧ください。諮問第30号「不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託」でございます。

業務の目的、扱う個人情報等は記載のとおりとなっております。

委託に関する仕様書については、34ページから44ページにおつけしてございます。

なお、橋本委員からの御指摘により、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管

理委託仕様書のうち、8の(1)の一部を机上に配付した資料のとおり変更いたしました。

また、寺島委員からの個人情報取扱特記事項につきましては、昨年度末より総務課情報公開係で遵守状況を調査、指導し、現在も管財課が契約時に特記事項が守られているか確認しておりますことを申し添えます。

以上です。

【仮野会長】

ただいま説明がありました。御意見、御質問ございますでしょうか。

これ自体、リユースするなんて、いいことだよね。いいんだけど、それで何か問題はありますか。特に質問ございませんか。

【井口委員】

いいですか。

【仮野会長】

井口さん、どうぞ。

【井口委員】

これは、販売するのは事業者ですか。販売というか、売主になる。

【減量推進係長】

今回のリユース事業におきましては、積替え・保管施設ということで、二枚橋の焼却場の跡地に建設しているところでございます。そちらでリユース事業をさせていただくのですけれども、実際、市の事業ということで実施しておりまして、実際の中に入っている方、受託業者のほうに入っておりますので、市の事業ではありますけれども、実際の事務等につきましては事業所のほうで動いていただくという形で考えてございます。

【井口委員】

例えば電気製品なんかのリユースもあると思うのですけれども、それが原因で事故があったような場合、発煙とか発火とか、あるいはけがをすとか、そういう場合の責任体制は、市のほうはどういう関わりになるのでしょうか。

【減量推進係長】

今回、リユース品として取り扱う際には、基本的には木質家具とか、衣裳ケースとか、そういったものが対象になってきますので、例えば、今、御指摘の電気製品というのは、基本的には今回のリユース事業の中では対象とはしてございません。

【仮野会長】

そうなの。

【減量推進係長】

修理して使うというのも、なかなか技術的な部分あると思いますので、そこは、そういった木質、主に粗大ごみで出るような家具とか、そういった衣裳ケースとか、あとはベビー用品みたいなものについて取り扱う。電気を使って動かすというような、そういった家電製品というのは、基本的には対象にしています。

【井口委員】

子供の遊具とか、あるいはスポーツ用品とか、そういったものは対象になるのですか。

【減量推進係長】

例えばベビーベッドとか、そういったものは対象になる予定でございますが、スポーツ用品、粗大ごみから出るかというとなかなか難しいところもございますので、そこは状況によってというところになるかなと思ってございます。

【井口委員】

万が一、リユース品を購入した方が、何らかの商品に起因する事故が発生した場合に、責任体制はどうなるのかなとちょっと気になったのですね。基本的に何かそういった文言は、注意事項として書かれるのだろうとは思いますが。

【仮野会長】

関連ですけど、いいですか。この説明を読んだ限り、リユース品というのは一体何かというのは分からなかったんですけど、電化製品やいろんなものがあるだろうと思っていたんだが、今、聞いてみると木製のものに限るという話ですな。それなら、木製に限るなら木製に限ると書いておかないと分からないんじゃないの、我々審議会のメンバーは。

【減量推進係長】

申し訳ございません。例えの一つとして申し上げまして、実際に運用開始するに当たりましては、実施要綱みたいなものは作る予定でございます。今日はお見せはしてないかと思うのですが、そこでリユース品の種類の定義ということでは記載をする予定でございます、木質家具、スチール類の家具、生活用品、収納という、主にそのようなものを取り扱うということで考えてございます。

【仮野会長】

それなら、それを一言書いておいてくださいよ。井口さんのように、私も同じような質問をしようかと思ったぐらい、疑問を持ったもん。リユース品といたら、すごい広いじゃない。車もそうだもん。幾らでもあるよね。それを我々審議

会に説明しようとする場合、何だか大雑把にリユースと言っておけばいいだろうなんていう、で、ここに書いてあるけど、よくないですよ。やることはいい内容なので、できるだけ我々にも分かりやすく。それは、逆に言うと、市民にも分かりやすくという話なので。

分かりました。じゃ、その辺、つまりどういう内容であるかは、別途、ここはいずれ、我々は了承するだろうけども、市民にはちゃんと分かりやすく説明するんですね。

【減量推進係長】

開設に当たりまして、当然リユース事業を展開していくわけですから、リユースを推進するという観点で、広く対象品目等を周知してまいりたいと考えております。

【仮野会長】

そうだね。それ、早く僕らにも教えてくれって話。

【減量推進係長】

すみません。

【仮野会長】

はい、分かった。

ほかには。どうぞ、立川さん。

【立川委員】

リサイクルセンターが、今までありましたでしょうか。あれの代わりということですか。

【ごみ対策課長】

代わりと申しましても、平成30年の3月に清掃関連施設整備基本計画というのを策定させていただいています。その中で、やはり、今、貫井北町にあります中間処理場はかなり耐用年数が厳しいものですから、それと、また新庁舎の建設予定地の中にリサイクル、リユース及び空き缶、古紙、ペットボトルとか、そういう処理場がございます。その中で、あくまでも二枚橋のほうに今後建てるので、再配置ということでさせていただきまして、行く行くは中間処理場を建て替えて、資源物の処理施設にします。二枚橋のほうは、こちらに書かせていただいたとおり、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設ということで2つになりまして、今、中町にあります、空き缶、古紙、ペットボトルのほうは、両方の施設が出来上がりましたら、移すことによって、新庁舎の建設予定地として使うことにしております。

【立川委員】

出した方の名前というような個人情報は、どこに残るのですか。買う方の個人情報は残るじゃないですか。出した方というのは、個人情報は残らないのですか。

【ごみ対策課長】

出した方につきましては、基本的に粗大ごみを出す方になりますので、今、うちのほうは委託させていただいてまして、そちらのほうで現状も保管しております。

【立川委員】

名前も。

【ごみ対策課長】

名前も、はい。

【寺島委員】

1ついいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ、寺島さん。

【寺島委員】

一応ごみとして集められるわけですね、市のほうとしては。そのごみを、じゃ、リユースしようとか、これはごみだねと判断するのはどなたがされるのですか。業者に全部一任しちゃっているという感じなのですか。

【ごみ対策課長】

そちらにつきましても、我々のほうで、どの程度のものがリユースできるかというのは、価格も含めまして、近隣とかの市場調査とかも回っています。それと、他市の事例を参考にさせていただいて、どの程度補修できるかというランクがあります。例えば、ほぼ修繕が必要なければ、それはそれでいいですし、ある程度修繕をしなきゃいけないというのもありますので、そういう区分けは、こちらのほうで、いろんな自治体のものを参考にさせていただきながら。

実際に出てくる粗大ごみというのは本当に千差万別ですので、なかなかラインを決めるというのは、正直難しいのですが、ただ、我々としても、ラインを決めない限り、なかなかどういう状況かというのを、受託業者さんも分かりませんので、我々がどの程度の補修が必要かというのと、どういうものかというの、そういうことで、金額も含めまして、我々のほうで作らせていただいて、それを事業者さんのほうにお示しして、事業者さんのほうで分けていただくような形。

【寺島委員】

じゃ、ガイドラインみたいなのは、市のほうから出てきます。それをベースに、

実際、現場では委託された業者さんが判断されるという感じですね。分かりました。

【篠宮委員】

いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

2つの業務を多分委託されるのですよね。運営管理業務とリユース品の展示とか、学習の実施業務、これは再委託と違ってあり得ないのですかね。

【ごみ対策課長】

基本的に再委託は考えておりません。その受託業者にやっていただく。

【篠宮委員】

必要となる能力が全然違うなと思いつつ、今、見ていたのですが、学習の企画とか立案、実施の中で、教室やります、イベントやりますとなったら、参加者の方の名前を集めたりとか、ウェブサイト上で広告するとか、何かいろいろ。2年間、多分業務あるのですよね。3年間ですかね。その中で、多分アナログな業務だけではないのかなと、今、思いつつ見ていたのですが、その点の安全管理措置のやり方だったりとか、個人情報の取扱いの仕方というのは、今時点で決まっているんですか。

【ごみ対策課長】

現状では、そこまでまだ。

【篠宮委員】

なるほど。じゃ、企画されたら、また個人情報の取扱いがあれば、ここにかけるといふ。

【ごみ対策課長】

どのような形になるかも、まだこちらではそこまで考えておりませんので。

【篠宮委員】

でも、市のホームページとかで募集かけたりするのですよね。

【ごみ対策課長】

はい。

【篠宮委員】

勉強会に参加する方の情報は扱うことはほぼ間違いないような気がしたのですが、そんなことはないのですか。

【ごみ対策課長】

扱うことになると思います。

【篠宮委員】

じゃ、それは特記事項に絡めてやってくださいねということだけで、現時点では固い様式があるものでもないということですよ。

【ごみ対策課長】

はい。ありませんでした。

【篠宮委員】

いえいえ、大丈夫です。そこら辺は、多分講師の方の個人情報とかいろいろあるのだろうなと思いながら眺めていたのです。リユースの販売だけ、抽選だけ決まっていて、ほかが決まってないのはなぜだろうと思ったのです。大丈夫です。

【仮野会長】

これは、販売するんじゃないでしょう。販売するの。

【ごみ対策課長】

販売します。

【仮野会長】

販売するのか。そうか、抽選、販売になっている。失礼。

分かりました。ほかにはいいですか。

それでは、これを承認いたします。

次に参りましょう。

【事務局】

案件の7、引き続いてごみ対策課の案件でございます。

次は、ごみカレンダーです。45ページを御覧ください。毎年全戸配布しているごみカレンダーについて、配付漏れの連絡は、市民から市へ連絡を頂いて、委託業者に再度の配布をお願いしていましたが、今後、委託事業者へ直接連絡していただくように改めるため、委託の諮問をするものです。

また、「配布漏れ連絡書」と「配布漏れ注意リスト」については、届出が漏れていたため、今回併せて届出をいたします。

46ページを御覧ください。届出番号12-69「配布漏れ連絡書」でございます。

それから、48ページを御覧ください。届出番号12-70「配布漏れ注意リスト」でございます。

扱う個人情報は、両届出とも、氏名、住所、電話番号で、それぞれの様式を届

出書の次ページにおつけしてございます。

なお、保存年限につきましては、篠宮委員からの御指摘により、3か月から1年に変更してございます。また、配布漏れ注意リストについての篠宮委員からの御指摘については、回答書に記載のとおり、備考欄で対応する予定です。

50ページを御覧ください。諮問第31号「ごみ・リサイクルカレンダー配布委託」でございます。

委託に関する諮問の内容は記載のとおりで、委託の仕様書を51ページから54ページにおつけしてございます。

あわせて、寺島委員からの御要望については、別紙の担当課からの回答等の記載のとおり、昨年度のものにつきましては口頭でのやり取りとなっております。

説明については、以上です。

【仮野会長】

これについては、篠宮委員が以前に質問されていたようですが、どうですか、回答が寄せられていますけど。

【篠宮委員】

大丈夫です。

【仮野会長】

いいですか。

【篠宮委員】

はい。

【仮野会長】

分かりました。

何か言いたいことはありますか。発言されますか。いいですよ。何でしょう。

【篠宮委員】

大丈夫です。

【中澤委員】

1ついいですか。

【仮野会長】

はい、中澤さん。

【中澤委員】

方向性が違うかもしれませんが、我が家では、ごみカレンダーは、都度スマートフォンでみています。そういったごみカレンダーを、もし市全体で見るといえば、多分3割か4割はそれを利用していると思うのですよ。そういうところで配

布カレンダーを省略したら、そうしたら、全体の、さっきのリユースではないですけども、相当部数って、市の3割ぐらい減らせたらすごい削減になるのかなと思いつつ、ちょっとこれを見たのですが、その観点から見たらどうなのでしょう。

【清掃係長】

全ては電子データという形で、今後はその割合は増大していくのかなとは思いますが、やはり電子機器を使えない方も市内にはたくさんいらっしゃいますので、紙媒体というのは、全てなくすのは、やはり不可能かなと考えておまして。やはり高齢者になればなるほど、すごくごみのことが気になって、いろんな情報を載っけてほしいというようなところが、御希望としてございます。ですので、私の業務のほうは、いろんな情報を載せ過ぎかなというようなところはあるのですけれども、より丁寧に御説明申し上げるために、紙媒体も引き続き出していきたいと考えているところでございます。

【中澤委員】

ここは、だから、並行して何年までやるかというところは、ある程度の狙いをつけておく必要があるのではないのでは。例えばアプリケーションで見ている人を把握するような、もしシステム開発があれば、その人には配布不要ということで。多分そうすれば6割くらいで済むのかなと。費用にしたら莫大な削減になるのかなと思うのですが。だから、それを今、このままずっと並行してやっていたら本当に無駄が多いなという感じはするのですが。

【ごみ対策課長】

今、お話いただきまして、御意見として今後考えさせていただきます。ありがとうございます。

【篠宮委員】

いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

今のところは重要かなと思って。廃止の話もあったと思うのですが、僕は続けてもらいたいと思っていたりするので。毎朝ごみ捨てしているんですけど、やはり、すごく便利なので、わざわざスマートフォンなどをつけて、ごみの確認はできないので、やはり、紙できちんと見ながらというのは僕はあると思うので、全体の費用の中で、ものすごい莫大にかかっているならまだしも、そこら辺、僕

も分かってないので、何とも言えないんですけど、ぜひ続ける方向での議論もきちんとしてもらいたいなと思いました。

【ごみ対策課長】

ありがとうございます。

【仮野会長】

どうぞ、松行さん。

【松行委員】

この案件7を読んでいますと、従来までのやり方は、配布漏れがあったとき、市民が市役所に連絡をする、そして市役所から業者にそれを伝えて再配布するという、これが従来のやり方でしたよね。それが今年度からは、配布漏れがあった場合は、市民が直接業者に連絡をするということですね。ということは、市役所を通さない。

【ごみ対策課長】

市役所を通していただいても大丈夫です。

【松行委員】

それは、一応は市役所を通さなくていいということですよ。

【ごみ対策課長】

はい。

【松行委員】

そして、それを受けて業者が再配布をする。そうしたら、市役所はこの漏れているという情報をどこで捉えるのですか。

【ごみ対策課長】

業者から御報告をいただきます。

【松行委員】

業者から報告をもらう。

【ごみ対策課長】

はい。

【松行委員】

それは本当に正しい報告なのですか。

【ごみ対策課長】

正しい報告ですか。

【松行委員】

はっきり言うと、業者がそこでごまかしたりなんかはしないということですか。

【ごみ対策課長】

こちらとしては、契約させていただいて委託をしますので、そういった意味では、きちっと業務を行っていただくということは、信用を基にやっています。

【松行委員】

ということは、それは業者に対する信頼性を基にしてということですね。

【ごみ対策課長】

はい。

【松行委員】

それでいいのかどうかと。

【仮野会長】

今の松行委員の提起を受けて、それから、あなたの回答を聞いていて、松行さんの意見のほうが正しいと思った。なぜかという、市民が届いてないと気がつく、それを業者に言うのも大事だけど、その前にあなた方が知るのが一番じゃないか。行政が。あなた方も知って、あなた方から業者に言うのか。電話が市にあれば別だけど。あなた方が最初に知っておく必要があるんじゃないの。行政というのは、そういうものなんです。そして、分かりました、市民にすぐ対応しますと言うのが、あなた方の仕事じゃないか。それを、業者に先に電話しろと言うのかい。それは変だと僕は思うな。

【清掃係長】

確かに会長がおっしゃるようなところはあるとは思いますが、市役所を通すと一旦タイムラグが出てしまうのです。配布までの時間が少し、市役所を回ることで期間ができてしまいます。直接行くことによって、業者はすぐに対応を行っていただけるので、確かににおっしゃるとおり、行政がまず把握をし、行政が直してくれよと言うところもあるのですけれども、住民のほうから感じてみれば、連絡したのだから、すぐ届くだろうというようなところがあるので、今回それを優先させたいというような考え方から、直接連絡もありという形にさせていただきました。

【松行委員】

それが、直接連絡もあるということは、それは一部であって、直接市役所に連絡してもいいということですか。

【清掃係長】

そういうことでございます。

【仮野会長】

これはあまり生産的な議論にならないんだけど、少し検討してくださいよ。というのは、市民が市役所に電話する、市役所は即座に業者に連絡すれば同じだよ、時間的には。ほとんど時差はない。あなたは、市役所を通すと時差が生じると言ったけど、生じないようにすればいいだけの話じゃない。どちらがいいかは、もうあなた方はプロなんだから、まず、電話を取って、はい、分かりましたと言って、業者に連絡する。一方、市民には、今、連絡しましたが、もし届かなかつたら、すぐに業者に電話してくださいというようなことを言うとか、それがあなた方の仕事だと僕は思うんだけどね。どうでしょうか。ちょっと検討してくださいよ、それ。

どうぞ、本多さん。

【本多委員】

個人情報とはちょっと関係がなくなってしまうのですが、やっぱり一番心配されるのは、委託業者のほうで配布漏れがあまりにも多いと、次のときに委託のほうに申込みできないとかなる可能性があるということで、悪く取っちゃうと、配布漏れがそんなになかったみたいな実績でなってしまうので、ぜひ仮野委員が言われるように、業者のほうにやっちゃうと、そういう委託業者の実績を配布漏れがないということで処理される危惧があるので、優良な配布業者だったらいいのですが、その辺がちょっと心配されますね。直接委託業者のほうに電話になってしまうと。

【仮野会長】

どうぞ、立川委員。

【立川委員】

12-70の届出書というのは、誰が作るのですか。48ページのこれは、誰が書くのですか。

【ごみ対策課長】

こちらで作らせていただきます。

【立川委員】

市で作るのですか。

【ごみ対策課長】

はい。

【立川委員】

業者が書くのですか、忘れられた人が書くかと思ったのですが。

【ごみ対策課長】

こちら、実は考え方として、業者が年度決まりましたら、その前年度に配布漏れだったところを、こちらに流させていただいて、言い方は悪いですけど、二度とそういうことがないようにということで、先に情報を提供させていただくので、こちらのほうで作って、事前にお渡しする。前年度漏れがあったので、ここは必ず気をつけてくださいねという意味も込めまして。

【立川委員】

それも、今、説明を聞かないと分からないな。

【松行委員】

その情報は、業者から来た情報なのですか。だって、直接市民が業者に。

【ごみ対策課長】

そうですね。こちらは、行政としても、今、市民からのお問合せを頂いていますので、それは市民から直接ごみ対策課のほうに。

【松行委員】

でも、市役所に来るのは、市民からと、それから直接、このやり方でいくとごみの業者に行くという。その直接行ったのはどうやって捉えるのですか。

【清掃係長】

ですから、直接連絡が行ったものについては、必ずその答えを返してもらう形にするので、それを翌年度以降の委託に生かす意味で、このリストを作っていく形です。特に何回も配布漏れをしているところがございますので、そこはもう二度、三度やると、かなり市民の方に多大な迷惑をおかけするので、そうならないような注意として、このリストを活用させていただきます。

【松行委員】

ということは、100%業者を信用しているということですよ。

【清掃係長】

今回、直接連絡をするということは、そういう土台に立っているところでございます。

【松行委員】

ちょっと私はそこが問題だと思いますね。

【立川委員】

でも、1年しか保管しないのですよね。

【ごみ対策課長】

はい、そうです。

【立川委員】

2年目以降、反映できるのですかね。

【仮野会長】

これは、個人情報とは直接には関係ないけど、我々審議会のメンバーの総意としてですな。課長さん、ここは。

【篠宮委員】

いや、ごめんなさい、総意というのはちょっと僕は言い過ぎだと思っていて。

【仮野会長】

ああ、そう。練り直してくれませんか。いや、簡単に言えば、先ほど本多さんも、松行さんが言われたことと、あるいは私の言ったことも同じなんだけど、市民の希望があれば、それを早くキャッチして、それを迅速に対応するのがあなた方の仕事でしょう。すぐやる課とか何とかというのが、どこかにあったけど。

【橋本委員】

橋本ですけれども。

【仮野会長】

どうぞ、橋本さん。

【橋本委員】

一市民としては、そもそも配布漏れがあるなんていうことは想定もしてなかったわけですね。

【仮野会長】

なるほど。

【橋本委員】

それがどれぐらいの規模なのかも分からないし、その規模によって、今のどちらのほうを優先するかとか、手間がどれぐらいかかるのかとか、そういうふうなことがほとんどイメージとして湧かない。

それともう一つは、先ほど言ったアプリにするといっても、その予算計上がどれぐらいのものなのかとか、それを半分にしたらどれぐらい削減できるのかとか、そういうことがイメージ湧かないので、それは、もしそういうことがこの案件に、規約に重要というようなことであれば、そういうデータみたいなものも出していたら、後々ありがたいなと思います。

【仮野会長】

総務課長さん、まとめてください。

【総務課長】

今回、担当課として出してきた2つに分けて考えていただきたいのですが、1

2-69と12-70という、その届出というのは、今までも作成しておりました、審議会のほうにこのような情報を収集しますという届出がされていなかったため、今回しておりますというのが今の2件ですので、これに関しては届出がされたということで、審議会のほうには了承していただけるとありがたいと思います。

で、今、議論的となっておりますのは新しい事業で、50ページから始まります、ごみ・リサイクルカレンダーの配布委託の中に、連絡を市民から直接受けるということを今回新しく盛りこんだ事業といたしたいというところであります。これに関しては、契約をいつですか。

【ごみ対策課主任】

契約自体は12月か11月頃。

【総務課長】

今年度に来年度分のカレンダーを作って、12月頃契約をして、2月、3月あたりに全戸配布するという事業になっておりますので、本審議会が次が2月ですので、今回準備をするために提出されているものです。

配布漏れの規模ですとか、例えばこれを事業者がやった場合の市の負担の軽減の度合いとか、そういったものは上手に説明できなかつたかと思えますけれども、今回の議論を生かして。

【ごみ対策課長】

追加でお答えさせてもらっていいですか。この機会に少し御説明させていただきます。

配布漏れのお話ありがとうございました。配布漏れ、令和2年度、前回につきましては388件ありました。実際、こちらのトータルの配布計算が7万2,000弱ありますので、そうすると、0.05%という形にはなります。

以上です。

【総務課長】

そうすると、例えば、この仕様書にあります、市役所がやってない土曜日、日曜日にも連絡を受けられることすとか、今まででは市役所が終わるところを、もう少し長く事業者が連絡を取ってくれて、即日に速達でごみカレンダーを届けてくれるというようなメリットとの比較考量で、こちらの事業を選択したいというのは、担当課の希望だと思っております。その辺について御理解いただければありがたいなと思うところです。

私も、去年なのですけれども、国勢調査をやりました。全戸配布で調査員が一

軒一軒調査票を入れていくのですけれども、本当にポストが分かりづらいお宅とか、二世帯なのか、外からは分かりづらいというお宅もたくさんございます。ごみ対策課としては、同じ間違いを繰り返さないように、このようなリストを作って、業者と一緒に円滑に配りたい、また、もし漏れた場合にはすぐに対応できるように考えたものと思われまます。

今回の委託ですけれども、次の審議会までの間には委託をやっていききたいということとなっております。なので、その辺を御考慮いただきまして、もし反省点があれば、また変更したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【仮野会長】

結論的に言うと、土曜日に電話がかかってくる困るとか、いろいろあるのは分かりますけど、考えてみたら、僅かな0.05%の問題しかないんですけど、できれば市役所も受け取る、業者も電話を受け取るというツーウェイにしておけば、何の問題もない話だ。それは、松行委員が心配していることなんですよ。だから、そこは皆さん方、仕事や、休みや、土曜日や、いろいろ悩んだでしょう。前向きに捉えて、前向きに考えてみてください。そうしたら、2月のときに、ああ、よかったと僕らが思えば、それでいいんだから。

いいでしょうか、それで。皆さんはいかがですか。

【中澤委員】

ちょっと1点、さっきの件でちょっと反対意見が出たものですから、念のために言うと、アプリケーションが入っていると、私もいつも毎日使っているのですけれども、スマートフォンをスイッチ入れてごみ分別アプリを押すと、当日の該当ごみがさっとでます。画面上1週間の該当分も可能で2秒で把握出来ます。だからカレンダーの方が楽というのは、議事録に残るので、そこははっきりしておいて、ごみ分別アプリの方が断然楽です。

【篠宮委員】

好みの問題だと思いますよ。

【中澤委員】

いや、もちろん。だから、それはいいのです。好みの問題はいいのですが、カレンダーのほうが面倒くさくないというのは、カレンダーのほうがもっと10秒、20秒かかりますから。アプリなら2、3秒で。

【篠宮委員】

議事録のほうに私見として残ればいいということを行っていますね。

【中澤委員】

はい。そのところは、こういう市民全体に勘違いさせないように。物すごく楽なのですよ。2秒で。私、毎日使っているから。

【仮野会長】

篠宮さん、議事録に残ればいいというのは、ここの議事録のことかい。

【篠宮委員】

そのことの、話をしているのじゃないですか、今。

【仮野会長】

そうじゃないよ。そんな言い方はしないでほしい。ちょっとそこはやめておいて。今、中澤さんは中澤さんなりの意見を言っているわけだ。ちょっとそこはコメント。

【中澤委員】

市民の方には、2秒で見られるからという、むしろ推進をしていただきたいというのがあるのですよね。実際、私、毎日使っていて、すごく便利なのですよ。ごみの日って、なかなか覚えられないじゃないですか。見ると絵が出てくるから。だから、スマートフォンを押して、小金井市のごみ分別アプリを押すと、当日の該当ごみが出力します。2秒でできるから、カレンダーだったら見に行くじゃないですか。かつ、ページをめくるじゃないですか。断然早いというところだけは、そこは市民の方に勘違いのないように、むしろ推進してください。

【仮野会長】

なるほど。どうもありがとうございました。デジタル時代らしいけども、デジタルについていけないという人がまだまだいますから、そういう問題も考えないといけない。その点は、今日の論点ではありませんので、意見としてぜひ聞いておいてください。

【ごみ対策課長】

はい、ありがとうございます。

【仮野会長】

それでは、全体として、この問題は承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【仮野会長】

じゃ、課長、よろしくをお願いします。

【ごみ対策課長】

はい。

【仮野会長】

御苦労さまでした。

では、次に参りましょう。

【事務局】

次は、案件の3に参ります。

またページをめくりまして、13ページを御覧ください。案件の3です。介護予防・フレイル予防活動支援事業の概要について、介護福祉課の案件でございます。

フレイル予防としてオンラインツールを導入し、介護予防をはじめとした社会参加の方法の講習と参加の機会を一体的に提供していきます。これに伴い、高齢者の居場所として活動を行う団体に対し、オンラインツールの貸出しを行うため、貸出しに係る申請書の提出により取り扱う個人情報について、新たに保有の届出を行うものです。

14ページを御覧ください。届出番号27-134です。「小金井市介護予防・フレイル予防活動に係る情報通信機器借用申請書」でございます。

取り扱う個人情報は記載のとおりで、様式を15ページにおつけしてございます。

また、寺島委員、橋本委員からありました事前質問の担当課からの回答は、机上に配付した資料のとおりとなっております。

説明については、以上です。

【仮野会長】

寺島委員はいらっしゃるな、橋本委員と、2人からです。

どなたか御質問あれば。

【井口委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

井口委員。

【井口委員】

15ページの下の方の条件のところ、借用に当たっては、以下を遵守するという内容なのですが、その中で、1、2、3はいいのですが、4番、意味は分かるのですが、遵守するのは団体ですよ。で、要は市が負わないということで、これ、遵守するというのとはちょっとニュアンスが違うのではないかなと。市が責任を負わないことを認めるとか、あるいは市に責任を転嫁させな

いとか、団体側としては、何を遵守するのかということであれば、市を主語にすること自体がちょっと違和感を感じたところです。

【総務課長】

この様式に関して、まだ案となっております。申請書（案）というふうになっております。今のお話を頂きまして、今の条件のところは、例えば注意事項などにして、「借用に当たっては、次の事項を遵守します」というのを削るような、そのような修正を行いまして、本当の申請書とするように指導してまいります。

【仮野会長】

いいですか。

【井口委員】

そうですね。ただ、1、2、3も、それに合わせて若干表現を変える必要があるかなという気がしました。

【仮野会長】

今日は担当課はいないんですね。

【総務課長】

担当課はおりませんが、私のほうでこの点は少し修正を加えたいと思います。

【仮野会長】

その結果は2月のときにやりますか。いいですか。

【総務課長】

はい。

【寺島委員】

いいですか、1つ。

【仮野会長】

どうぞ。

【寺島委員】

これ、1つの事業ということなのですが、貸与するという形なのですかね、デジタル機器を。で、それによって、その団体がどういう活動をしたかとかということは、結果はモニターされないのですか。出しっ放しなのですか。

【総務課長】

私も事業の実施要綱みたいなものは審査しておりましたけれども、結果まではあまり求めておりませんで、とにかく機器を使って、みんなで集まって活動してくださいという事業でした。

【寺島委員】

どういうふうな活動で、どういうことができ、役に立ったよとかという結果報告みたいなものは、その団体からはさせない。フィードバックはなしと。

【総務課長】

団体に関しては、また別のさくら体操のグループでつながっておりますので、例えばそちらのほうでお話を聞いたり、結果を見たりしていくのだろうと思いますけれども、借りるに当たってのモニタリングではなかったと思います。

【寺島委員】

でも、普通何かやったら、やっぱり結果を確認しないと、それは意味があるものなのか、ないのか、来年度も続ける必要があるのかとかということは分からないですよ。改善する必要があるか、ないかという。本来的には、そうやって税金を使って貸与するわけだから、その結果として何かモニターされて、改善するのか、中止するのかというのは必要なことなのかなとはちょっと思いました。別にそれはマストではないですけども。

【総務課長】

この申請書をまた修正したものをお出しする際に、またどのように結果を使うかということについて御報告したいと思います。

【情報システム課長】

この事業を始める際に、介護福祉課のほうからも相談を受けています。今、寺島委員から御質問ありましたとおり、やはりこれ、どういう活用されているのかというのは確認する必要があるだろうというのは、当課からも指摘をさせていただいています。

具体の事例でいうと、地域包括支援センター、拠点のほう、そういったところでさくら体操をおやりになる。インターネットを通じてウェブ中継ができるようなツールを御用意する。それを、例えば包括支援センター以外の拠点でおやりになる場合に、こういったツールを貸出しするということで、地域包括支援センターに従事されている方や介護福祉課の職員なども、そういった活動の部分に一回直接アクセスして確認するなど取り組んでいくと聞いてございますので、おおむね事業の内容というのは、現場のほうでも確認できるようにしていく考えがあると考えています。

【寺島委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

よく分かりました。

【篠宮委員】

1件いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

事業にひもづく形の通信機器の貸出しにしなければいけないのですか。小金井市全体として、どんな事業であっても、セキュリティー対策とか、正しい使い方をしてくれれば借用しますよという仕組みにしておけば、わざわざ毎事業ごとに作らなくていいのではないかなと、ふと思ったんですけども。

【情報システム課長】

この事業の実際の財源、東京都の補助事業になってございまして、そういった取組に資するものとして財源が調達できているものでありますので、一定の特定の目的を定めている状況になります。

【篠宮委員】

じゃ、小金井市の財源でやるものに関しては、こういったものは特にないのですか。

【情報システム課長】

小金井市の財源でやっているもの、似たようなものとする、庁内でのウェブ会議システムの賃貸借などについては、当課でガイドラインを作らせていただいて、こういう用途、例えば附属機関の会議ですとかという。やはりある程度、我々のほうとすると、税金を使わせていただいているものになりますので、こういった事業目的で使わせていただくというのはやはりしっかり定めておく必要があるだろうと考えています。

【篠宮委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

ちょっと聞こえなかったのですが、もしかしてお答えになっているかもしれないんですけども、この団体は何か基準か何かあるのですか。

【情報システム課長】

そこまで私のほうで承知してないので。

【総務課長】

おおむね65歳以上の方で構成される団体となっております。市内で。

【松行委員】

65歳以上。年代だけですか、基準は。

【総務課長】

そうですね。あと、団体ですので、3人以上ぐらいにはなるとは思いますけれども、あと活動拠点は市内にあるとか。あまり細かいではないですけれども、一定の基準はあるようです。

【松行委員】

活動拠点とか、そういうのを基準にして、それできっちりと人数が何人とか、そういうのはあんまりこだわらない。

【総務課長】

なかったです。1人では団体にならないので、2人、3人以上だと思えますが。

【松行委員】

ありがとうございました。

【寺島委員】

すみません、もう1点だけいいですか。

【仮野会長】

はい、寺島さん。

【寺島委員】

ちょっと質問。モバイルルーターもあるのですが、モバイルルーターとかだと、通信費は市が払うことになるのですか。

【情報システム課長】

モバイルルーターについては、月額で市のほうで契約させていただいているので。

【寺島委員】

じゃ、ルーターを借りると、借りたほうはただで使えるという。

【情報システム課長】

SIM型のものもあったりするのですが、今回の件に関してはルーターを御用意させていただいているということです。

【寺島委員】

参考までです。ありがとうございます。

【仮野会長】

では、この件はよろしいでしょうか。

それでは、承認いたします。

次に移りましょう。

【事務局】

それでは、55ページとなります。小金井市感染症拡大予防業務等について、学務課の案件となります。

就学时健康診断を受診する際に、未就学児童や保護者で感染者が発生した場合に、接触履歴を追い、感染拡大防止策を実施できるようにするため、受付記入表へ記入された個人情報新たに保有開始するため、届出をするものです。

56ページを御覧ください。届出番号31-56「就学时健康診断受付記入表」でございます。個人情報の内容は、記載のとおりとなっております。

様式については、次のページにおつけしてございます。なお、様式の備考欄に、前回の井口委員の御意見を踏まえ、1か月後に処分することを記載するようにいたしました。

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

篠宮さんがこれに質問しているようですけど。

【篠宮委員】

これ、個人情報の内容に確認項目は入らないという。受付記入表の確認項目、57ページの確認項目が、個人情報の内容として入らないから、本人からしか情報は取得してないというふうな整理だと。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

これでいいの。なるほど、なるほど。

【篠宮委員】

診断結果は保存されるのですよね。

【総務課長】

診断結果のほうは、上段に、コロナ陽性と判明した場合はとありますけれども、就学前健康診断ですので、学校に就学するに当たっての、身長、体重、耳、目、そういった診断になります。その結果に関しては、学校教育に生かすために保存はされておりますけれども、今までの事業についてはそのようなものを保有することにはなっておりますが、今回はコロナウイルス感染症対策として、新たにこのような受付表で本人の健康状態を聞いて、どこに連絡すればいいかというもの

を集めますということになっております。

【篠宮委員】

それは分かりますけど、診断結果と多分、ひも付けができ得ると思うのですね、小金井市の中で。受付日が書いてあって、診断日の診断結果にも書いてあって、親の姓が分かるという状況であれば、多分いろいろ、ひも付いていくのかなと思っているのですが、親の氏名と電話番号しか書いてないから大丈夫ですという発想がよく分からなかったのですが。

【総務課長】

診断結果に関しては、従来からお子さんの健康状態というものは、市に保管しております。

【篠宮委員】

だから、そこに追加されるのですよね。

【総務課長】

今回のこれには、純粹にコロナの患者が、もしその中で発生した場合に連絡が取れるようにするためだけで、診断結果とは全く別の管理をしたい。

【篠宮委員】

それは理解しているのですが、法人格というか、組織として両方持つような形になるのですよね、まず。

【総務課長】

あえてこれを取らなければならないのは、主に、やはりその場にいた人は誰だったのか。

【篠宮委員】

論点をそこにしているのではなくて、純粹に保有する個人情報の項目が増えるではないかなという話をしているだけです。

【総務課長】

健康診断でということでしょうか。

【篠宮委員】

健康診断にもあるし、小金井市として持つ個人情報の項目が増えるのですよねという話をしていて、この事業全体の中で持つ保有個人情報の情報項目が増えるんですよね。

【総務課長】

はい、受付記入表が増えますということです。

【篠宮委員】

で、その全体で見たときに、子供の情報というのは既に持っている状態で、確認項目についても、そこに突合はそんなに簡単にできないと思ってはいますけど、市全体で、ただ単に見たときに、突合し得る状態にはなるのですよね。

【総務課長】

なるであろうとは思いますが、これは1か月で廃棄しますということです。

【篠宮委員】

それは理解しています。いや、子供の個人情報を扱っていませんというふうな言い方がちょっと嫌で。純粹に。出させるのですよね。親がきちんと1、2、3、4、確認して出すのですよね。で、突合もし得る状態に、市としてはなるわけで、子供の個人情報を持っていませんというふうな言い方にはならないのではないかなと思いました。識別し得る状態というのが、多分個人情報の定義にもなっている。市の条例は読んでないのですけど。感覚としては、でも、今、識別しようが、できないような情報も少しケアしていこうという情勢の中、子供の情報は取っていませんという言い方は、何か違うんじゃないかなと思いました。

【総務課長】

この手のいろいろなイベントの際、それから、審議会の際とか。

【篠宮委員】

いや、別にやるなど言っているわけじゃなくて、純粹に収集方法、本人というだけで、ケアしてませんというふうな言い方がちょっと嫌だなというだけです。僕としては。

【総務課長】

これは、繰り返し市の事業でいっぱいやってきたのですけど、ここを健康状態と捉えず、今までやってきたものですから。

【篠宮委員】

健康状態として捉えてもらいたいのではなくて、子供の個人情報だよねと捉えてもらいたいです。純粹に。

【情報公開係長】

市によっては事業ごとにファイルを作るんですけども、小金井市は、集めた個人情報ごとにファイルがあるので、当然データベース化してリンクすれば結びつくことはあると思うんですけども、別のファイルになっちゃうと、それは別々に管理していることになるので、そうすると、リンクできるか、子供の情報かという、そういうふうにはならない。市によっては事業ごとにやって、そうすると、この健康診断事業というのでやれば、つけ加えたやつは、そこに含まれるの

で、当然今までのように追加ということにはなるんですけども、小金井市の場合、定型か簿冊かという定義でやっているの、繰り返しファイルを見るようにするということになっちゃうので、過去の例を踏襲すると、今みたいな表現になってしまうという。逆に言うと、今後個人情報保護法改正で統一化されると、全国と同じような基準で、もしかしてイメージされているとおりの様式で届け出る可能性はあると思いますけど、現状はこのとおりというふうに御理解いただければと思います。

【篠宮委員】

分かりました。

【仮野会長】

いいですか。

【篠宮委員】

はい。

【仮野会長】

それでは、了承といたします。

御苦労さまでした。

じゃ、次に参りましょう。

【事務局】

次は、案件の4となります。16ページを御覧ください。ファーストバースデーサポート事業でございます。なお、これ以降、全て健康課の案件となります。

ファーストバースデーサポート事業アンケート、これについては、1歳前後の法定の訪問事業や健診がない時期に係る育児支援の契機として行うものです。このため、個人情報を含むアンケート結果を保有することから、保有の届出を行います。

なお、返信があった方に対しては、東京都のメッセージをつけた育児パッケージを配布するとともに、相談内容に応じて専門職が電話等にて聞き取りを行い、子育て支援などの情報提供や必要な支援を行うこととなります。

17ページを御覧ください。届出番号41-566「小金井市ファーストバースデーサポート事業アンケート」でございます。

取り扱う個人情報は、記載のとおりです。

使用する返送用紙の様式は18ページに、事業概要及び要綱を19ページから22ページにおつけしてございます。

なお、寺島委員と篠宮委員からの質問につきましては、資料のとおりとなって

おります。

以上です。

【寺島委員】

いいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【寺島委員】

回答いただいている部分で、至るところに私の名前が出てきて、ちょっと恐縮していますが、頂いている回答で、最初の保育園の名前に関して、健診票との整合性を図るためとあるのですが、すみません、回答がよく分からなかったのです。もし整合を図らないと、何が起きるのですか。整合を図る、図らないって、もとの意味合いが分からないので。なぜ図る必要が。

【健康課主任（中澤）】

健康課の中澤と申します。ファーストバースデー事業を担当しております。

御質問の件で、保育園に関する聞き取りの関係なのですが、今回のファーストバースデー事業というのが、1歳の時期に子育て支援サービス、情報提供等を行うためにアンケートを送付するものでございます。その前提として、市のほうで乳幼児健診、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診ということで法定の健診を行っております。このときに健診票ということで、保健師のほうで聞き取りを行う際に、健診票の項目として、保育園に通っている、保育園の名称を聞き取るような形の健診票のフォーマット、全国同じような形の健診票になっているのですが、そちらのフォーマットが一律になっております。

3～4か月児ですと、ほとんどの方、保育園にまだ通わせていないというパターンもあると思うのですが、1歳6か月児になると、ほぼほぼ市内、ないし市外、いろいろ保育園があろうと思うのですが、通っている。今回、1歳児のときにその情報をできるだけ早く取得するという意味も込めて、あと健診で聞き取りをしている、そういうところの中で、より早く情報収集をするというところで、今回のアンケートに保育園名の記載をさせていただいております。

【寺島委員】

より早く情報を収集するために、保育園名を書く。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。3～4か月児健診と1歳6か月児健診。

【寺島委員】

そういう健診したところから情報を、市のほうにまた引っ張り出すということ。

【健康課主任（中澤）】

そうですね、はい。

【寺島委員】

そこで合わせると。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【寺島委員】

別にいいのですが、個人情報じゃないけど、どこの保育園へ行ったっていいのではないかと書かない人がいるのかなとか、何でそんなことまで必要なのかなと思って書かない人もいないかと思うのですが、もし書かなかったら、何が起きるんですか。

【健康課主任（中澤）】

ここで書かなかった場合、何が起きるといえるか、例えばアンケート用紙を御返送いただいて、その後に、アンケートを御返送いただいた方は、お悩みとか御相談とかがある場合については、こちらの市の保健師から相談内容について聞き取りを行わせていただくのですが、その際に、保育園を通過している、通過していないの有無とかで、例えば保護者の方の就労の時間帯とか、そういったところが変わってくるかというところで、保健師のほうで推測は取れますので、その辺のところ、ある程度保護者の勤務状況とかの聞き取りにもつながることになりますので、そこをアンケートの段階で聞き取るという意味でもあります。

【寺島委員】

深いですね。家族環境とかを読み取ろうとしているということ。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【寺島委員】

そうですね。まあ、いいです。分かりました。ありがとうございます。

【立川委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

どうぞ、立川さん。

【立川委員】

商工会なものですから、ちょっと商品券が気になっているのですが、加盟店

というのはもうちゃんと限定はされているのですか。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。従前、こども商品券という形で商工会さんのほうにも、以前文書で、こども商品券の加盟という形でお願いさせていただいたと思うのですがけれども、市内の事業者に関して、子育てサービスの関係とか、あるいは飲食の関係でも使えるんですけれども、いろんな事業者で活用できるような形で、事業者____
____ということなのではございますけれども、利用のほうをいただいております。

【立川委員】

分かりました。

【仮野会長】

いいですか。

【立川委員】

はい。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

19ページの事業概要のところ、3の事業内容です。そこで、第一子を養育して、第三子って、このところの説明をしていただきたいんですけど。みんな1万円頂くのかと思って。これだと違うのですかね。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。第一子に関しては1万円、第二子、御兄弟ですと、弟さんの分に関しましては2万円。

【松行委員】

第二子というのは。

【健康課主任（中澤）】

第二子というのは。

【松行委員】

2人、子供がいるということ。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。2人お子さんがいて、その弟という形ですね。

【松行委員】

それで、結局、片一方が大体1歳ぐらいで、片一方がお兄さんか弟かと、そういうこと。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【松行委員】

そうすると、2人兄弟だったらば2万円。ほとんど年が離れてなければ2万円もらうということ。

【健康課主任（中澤）】

第一子の考え方なのですが、第一子という形で、今回対象となっているのが、令和3年4月1日、令和3年度に生まれたお子さんという形になっているので、令和3年度以降ですね。

【松行委員】

3年以降の兄弟がいると。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【松行委員】

そのお子さんは2万円もらえる。

【健康課主任（中澤）】

令和3年度以降の話なので、そこからの一子、二子、三子という形ですね。

【仮野会長】

双子だったら3万ということですよ。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【松行委員】

じゃ、第三子も同じですよ、同じ考え方。

【健康課主任（中澤）】

同じですね。

【松行委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

これは、特にほかに質問ありますか。

基本的な質問なんだけど、いつ頃からこの制度は始まったんですか。

【健康課主任（中澤）】

東京ママパパ応援事業ということで、東京都の補助事業なのですけれども、10分の10で市区町村に補助できる事業で、自治体によっては昨年からはじめてい

る場所もありますし、ほとんどの多摩の近隣の自治体ですと、令和3年度の当初から始めるような形で体制を組んだところが多いです。

【仮野会長】

そうなんだ。子供を増やそうという意図か。

【健康課主任（中澤）】

東京都の施策という形なので。

【仮野会長】

ですよ。子供を増やそうという。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。

【仮野会長】

だよ。なるほどね。了解。

はい、どうぞ。

【松行委員】

そうしますと、東京都は全額地方自治体に補助しているのですか。全額。

【健康課主任（中澤）】

全額です。10分の10という形ですね。

【松行委員】

全額。だから、パパママの何かをつけてというのも、全額補助しているからなのでですね。

【健康課主任（中澤）】

おっしゃるとおりです。

【松行委員】

それで、すみませんが、19ページの7のその他の「とうきょう」の「き」が1個。

【健康課主任（中澤）】

そうですね。失礼いたしました。

【松行委員】

すみません、細かい形で。

【仮野会長】

ほかには質問ございますか。

では、ないようですので、承認といたします。

では、次に参りましょう。

【事務局】

次は、案件の5です。22ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業についてでございます。

東京都が行う新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への生活支援でカバーできない生活物品等の提供や東京都の支援の対象外である濃厚接触者で、外出を控えている方に対して生活物品等の提供を行うほか、そのうち希望する方へパルスオキシメータを貸し出す事業を行っています。

当初は支援の依頼数も少なく定型化しておりませんでした。このたび依頼が急増したことにより、個人情報を反復的に収集することから保有の届出をするものです。

23ページを御覧ください。届出番号41-567「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援利用者リスト」でございます。

個人情報の内容は、記載のとおりで、事業概要及び要綱を26から28ページ、様式が24ページ、25ページにおつけしてございます。

また、寺島委員、中澤委員、篠宮委員から事前に質問がございましたが、そのことに対する担当課の回答は、配付資料のとおりとなっております。

説明については、以上です。

【仮野会長】

寺島委員、中澤委員、篠宮委員、回答がそれぞれありますが、これでどうでしょうか。御理解いただけましたか。

【寺島委員】

すみません、ちょっとだけ。

【仮野会長】

はい。寺島さん。

【寺島委員】

結局、濃厚接触者も対象ということなので、保健所メインでしかやり取りをしないという支援の確認ということですね。要するに、不正に何か支援してくれというのを防ぐために一旦確認されるということですね、保健所に確認されるという、その意図は。

【健康課主任（郡司）】

健康課、郡司と申します。よろしくお願いたします。

委員のおっしゃるとおりでございます。

【寺島委員】

そうですね。その場合、保健所にデータが行ってない対象者は漏れてしまう。
このヒアリングするというのは、直接その人に連絡をするということなのですか。

【健康課主任（郡司）】

濃厚接触者についてのヒアリング。

【寺島委員】

に限らず、実際、自宅療養の場合だと、民間の検査キットを買って、わーとな
っちゃって、でも、あまり症状がないから、家でちょっと休んでようという人も
いますよね。外に出ない。

【健康課主任（郡司）】

まあ、いらっしゃると思います。

【寺島委員】

そういう人が支援を要請してきたときには、市としてはどうやって確認される
のですか。ちょっと重箱の隅みたいで、誠に申し訳ないです。

【健康課主任（郡司）】

その場合は、実際お問合わせもあったのですけれども、これは本当は私たちの
立場でやることではないのかもしれないのですけれども、そういう方には、簡易
キットでやった場合ですけど、市内の医療機関を一度受けてくださいとお願いし
ています。これは、私たちの本来の仕事ではないのですけれども、やっぱり簡易
キットなので、やっぱりちゃんと病院で医師の診断を受けてくださいという意味
で、それはお話ししたことは実例としてあります。

【寺島委員】

じゃ、正式な形で医療機関での判定を受けてくださいというふうにして確認を
取られているということですね。

【健康課主任（郡司）】

はい。

【寺島委員】

了解です。

【仮野会長】

中澤委員もいいですか。

【中澤委員】

はい、結構でございます。

【仮野会長】

篠宮委員はいかがでしょう。質問に対して回答はありました。

【篠宮委員】

質問の内容は大丈夫です。

【仮野会長】

そうですか。

【篠宮委員】

はい。

【仮野会長】

分かりました。

【篠宮委員】

これ、新型コロナウイルス感染症だけに限定した理由はあるのですか。

【健康課主任（郡司）】

理由というのは。

【篠宮委員】

結局、日本の法律で緊急時の対応が全然できなかったというようなところが、法解釈がすごい難しくてうまく行かなかったみたいな話があったかと思うのですが、要は新型コロナウイルス感染以外にも、また新たにこういう自宅療養をしたとか、ないしは保健所から命令される、ないしは推奨される事態というのは今後発生し得ると思うんですけど、そのときになったらまた新しいものを作らなきゃいけないんですよ。

【健康課主任（郡司）】

現在の自宅療養者の生活支援事業の要綱としては、新型コロナウイルスにというふうに限定していますので、何とかウイルスとか、新しいものがもし出てしまったら、これを準用する形で新しいものを作ってやっていくということになるかと思います。

【篠宮委員】

そうすると、この3か月に1回のこの会議をまた通さなきゃいけないとか、いろいろあるのですか。

【仮野会長】

3か月に1回の。

【篠宮委員】

この審議会を通さなきゃいけないとか、もろもろの調整がまたあるのでしょうか。スピード感が。

【仮野会長】

新たな事態になればね。

【健康課主任（郡司）】

現状は、この要綱の仕組みから申し上げますと、おっしゃるとおりかと思えます。

【篠宮委員】

個人情報扱いではないので、いいのはいいのですが、もう少し汎用性があったほうがいいんじゃないかな。条件として、結局行政機関から自宅療養を命じられている方であれば、別にいいのではないかなと個人的には思いました。

【仮野会長】

それはまた違う形のコロナウイルスが発生した場合、また新たな。

【篠宮委員】

いや、コロナウイルスも、例えば何とか型、何とか型とまた新しく定義が急に換えられちゃったらどうするのだろうか。

【仮野会長】

ねえ、それはまた考えなきゃいかんね。

【篠宮委員】

また名称が違うからできませんとかという話になってしまうのだったら、あまり意味がないかなというふうに。

【仮野会長】

なるほど。そういうことがないように期待しましょう。

【篠宮委員】

はい。

【仮野会長】

ほかに御意見。井口さん、どうぞ。

【井口委員】

23ページで、保存年限5年となっておりますが、5年保存する意味というのがあるのでしょうか。

【健康課主任（郡司）】

こちらは、東京都の補助金で10分の10の補助というのもありまして、それが一番の。

【仮野会長】

補助金を使うと、5年間保存しろとかということ。

【健康課主任（郡司）】

はい。

【仮野会長】

なるほど。

【井口委員】

分かりました。

【仮野会長】

そうでない場合は、5年というのはちょっと長いのでしょうかね。そうでもないの。

【総務課長】

地方自治体に対する債権の考え方で、一応5年というのが目安になりますので、おおよそ我々は税金を使っている業務に関しては5年は保存することとしております。

【仮野会長】

そうでしたっけ。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

分かりました。

いいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

じゃ、いいでしょうか、皆さん。

じゃ、この案件も承認といたします。

次は。

【総務課長】

案件の9です。次は、本日お配りさせていただきまして、急遽、資料を配付した後、事業の概要が固まったものでございまして、先日までやっておりました小金井市議会の定例会で補正予算が可決されたものです。案件9、新型コロナウイルス感染症自宅療養者買物支援事業でございます。

58ページを御覧ください。自宅療養者の在宅生活については、市の先ほどの新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業、それから、東京都の自宅療養者フォローアップセンターの配食事業などにより、発症からおおむね2週間

程度の食料品や生活物資の支援はできておりますが、療養が長期化した場合の支援、また、市や都の事業でカバーできない部分について、自費で買物していただきますが、それを代行するサービスを事業化して、自宅療養者等の支援を拡充するため、個人情報保有の届出と買物代行を委託するために諮問をするものです。

59ページを御覧ください。届出番号41-568「新型コロナウイルス感染症自宅療養者買物支援事業者リスト」でございます。

60ページから62ページに、使用する様式をつけてございます。

63ページを御覧ください。諮問第32号「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物支援事業委託」でございます。

委託で使用する個人情報等は、記載のとおりです。

64ページから65ページに事業概要、66ページから67ページに、参考として要綱をつけております。

説明については、以上です。

【篠宮委員】

いいですか。

【仮野会長】

どうぞ、篠宮さん。

【篠宮委員】

さっきポスティングのところ、Pマークを持ってなきゃ駄目とか、ポスティング協会の資格に入っているという条件にしていたりしたと思うんですね。一方で、これって全然そこら辺の資格要件を、委託要綱では求めてないとなっていて、ただ、扱っている情報という観点でいうと、その家が、要はウイルスに感染している事実を扱うと思うのですよ。で、秘密の保持の第10条で、出しちゃ駄目だよと書いてあるものの、それしか書いてないように見える。今、パッと読んだだけなんですけど。個人情報の取扱いの何か別規定があるのですよね、ほかの委託業務だと。そこもあまり見受けられないように見えたのですけど、それは委託先がシルバー人材センターだからですか。

【仮野会長】

ちょっとごめんね、今、あなたの質問の意味が正確に聞き取れなかったもので、もう少し整理して。

【篠宮委員】

委託に係る要件というか、入札資格とか、いろいろ書いている中で、例えばPマークを取得していること、ほかの案件だとPマークを取得していることとか、

ポスティング組合に加盟してなきゃ駄目ですよというふうな、結構しっかりとした要件を設けているにもかかわらず、今回はそういうふうな要件が見受けられないです。

【仮野会長】

シルバー人材センターだけでね。

【篠宮委員】

ええ。ただ、扱っているデータの秘密性は、恐らくこちらのほうが高いと僕は思っていて、何かさっきいろいろポスティングのほうで盛り上がっていて、一方で、これであまり対策ができてないというと、それはどうなのだろうかと思いました。いかがでしょうか。

【仮野会長】

なるほどね。分かりました。質問の趣旨は分かりました。

【健康課主任（郡司）】

健康課でございます。こちらは、お手元には、まだ委託仕様書というのはできておりませんで、実際の委託に対しては委託仕様書を作ります。その中に個人情報の特記事項も設ける予定であります。特記事項というのは、例えばがん検診や何かでも、がん検診の委託先にももちろんやってもらっている、それと同じようなものを設ける予定であります。

【篠宮委員】

具体的にどのような内容になるのですか。

【仮野会長】

こういう場合、いつもは委託仕様書全部ついてくるのだけど、今日は時間がなかったからついてない。そこで、具体的に、例えばどんなものかという質問がありましたけど、委託仕様書の内容で、話してもいい内容、それでお答えいただけますか。

【健康課主任（郡司）】

配付資料の71ページを御覧いただければと思います。実際に委託契約を取り交わす際には、これと同じものをつけることを想定しています。

【仮野会長】

ついてる。例えば、個人情報の保護に関して。

【篠宮委員】

これ以外にはつかないのですか。

【仮野会長】

ちょっと待ってね。

【篠宮委員】

ごめんなさい。

【仮野会長】

個人情報の提出、第1条、第2条、第3条などなど、4条などなど細かく個人情報の保護などを書いておりますが、これがそうなんじゃないかと思うのだけど。個人情報の保護に関して、特記事項のところに2条から3条、4条、5条ぐらいに個人情報保護のことを書いていますけども、これは特にコロナだから、特別変わったものではないんだよね、これはね。

【健康課主任（郡司）】

そうですね。

【仮野会長】

だよね、きっとね。

それで、はい。

【篠宮委員】

僕もイメージがまだ湧いてないのですが、シルバー人材センターに所属する方というのは社員なのですか。

【健康課主任（郡司）】

シルバー人材センターの直接雇用の社員ではないです。

【篠宮委員】

気にしているのは、第10条が社員教育になっているので。そもそも、まず、教育の対象者となり得るのかというふうなところも少し気にしました。

【健康課主任（郡司）】

本業務に従事する者に対してなので、実際に従事する人に対し、社員教育等なので、本業務に従事する者に対し、きちんと秘密保持のための教育等を行うという。

【篠宮委員】

いわんとすることは分かるのですが、読めるというのは、今、理解はしたのですが、実際に徹底してもらえるかなというのがちょっと不安というのがあります。

ちょっと僕の感覚だと、使いたくないなと思ってしまいました。使いたくないなと思ってしまいました。だったら、ウーバーイーツを使うとか、マクドナルドのウェブ決済をしちゃえばいいかなというふうになんかちょっと思ってしま

た。少なくとも家の周りの人たちにも、変な話、感染した事実が分かりかねないような事業だと思うのですね。例えば隣の人がシルバー人材センターに登録していて、その方が来てしまうみたいな話だと、すごく嫌だと思うのですよ。そこら辺の配慮って、今、どうされているのかなとはすごい気になりました。

【情報公開係長】

シルバー人材センターの御心配ということで、ほかにも市の事業で、シルバー人材センターの会員という方で、再請負、請負という感じでやっているようなのですが、一応、現状シルバーを雇用しているところは、先ほど寺島委員からの質問のときにも答えたんですけど、特記事項を遵守させるために、シルバーさんに個人情報の重要性を認識させるために、個別個別、一人一人に遵守するように誓約書を書かせて、個人情報を扱って漏らさないようにというようなことはやって、市役所のほうでも確認することは、今年度からは始めております。

【篠宮委員】

ちょっと分からないのですが、実際にほかの支援というか、シルバー人材センターの方が扱うような案件一覧みたいなものに対して、この事業のものだってチェックを入れるのですよね、きっと。

【情報公開係長】

はい。

【篠宮委員】

どどこに行くのですよという情報がみんな、アクセスできる方が見えちゃったりもするのですよね。いや、純粹にお隣さんが感染したのだから分かるというふうな可能性もあるわけですよね、これって。そんなことではないのですか。

【健康課主任（郡司）】

感染した人の家があって、その人がこのサービスを頼んだとして、おっしゃるように、配達する人がたまたま隣の家のおじいさんだったとなると、それは物理的に運ぶので、それは分かってしまう。

【篠宮委員】

隣の家の方が分かっちゃうということが、要は可能性としてあるんですよね。自分が感染していますと。で、お隣の家の方がその事実を知ってしまう可能性は生まれるということですよね。

【健康課主任（郡司）】

まあ、配達をするので、当然動きは分かるので、それは知ってしまいます。

【総務課長】

本事業は、感染者に加えて濃厚接触者の方がお家にいらっしやって、家族みんなまで買物に行けないので。

【篠宮委員】

その多分世帯全体でそういう状態になるという事実を知られたくないのではないかなというふうな発想です。

【総務課長】

でも、濃厚接触者ばかりということではないのですね。

【情報システム課長】

私のところは管轄ではないのですが、シルバー人材センターさん、この事業だけではなく、例えば市民の方、個別に注文された、ふすま張り替え事業や蛍光灯の交換事業などがあります。シルバー人材センターの方がお見えになられたから、この特定の症状という形で断定できるものでもないという状況があるというのは御理解いただきたい。

【篠宮委員】

あ、そこは、はい。

配達される御本人にもお伝えするのですよね。予防という観点でも。

【健康課主任（郡司）】

配達する担当の人に、お届けに上がる家がそういう家だということをですよね。

【篠宮委員】

はい。

【健康課主任（郡司）】

そうです。この事業ということの保有ということは、そういうことです。ただ、呼び鈴を押したり、手渡しするわけではないので、感染のリスクという意味からすれば、そんなに高くはないと考えております。

【井口委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【井口委員】

75ページの21条、損害賠償規定で、22条の罰則となっているのですが、その21条と22条だけが受託者等になっていて、あとはみんな受託者になっていますので、これは「等」というのは個人も含むというような意味ですかね。ほかは受託者になっているのですよね。

【健康課主任（郡司）】

これ、20条に「受託者もしくは再受託者等」（以下、『再受託者等』という。）」、このこと。

【井口委員】

再受託者。じゃ、受託者に所属する個人ではないわけですね。個人も含むのですか。

【健康課主任（郡司）】

受託者に所属する……。シルバー人材センターの実際に配達する人ということですね。これは、再受託者等の中に入ります。

【井口委員】

「等」に入るんですか。

【健康課主任（郡司）】

ええ。

【井口委員】

再受託者に入るのですか。

【健康課主任（郡司）】

シルバー人材センターの会員の方で委託契約を結んでいるかと言われると、恐らく委託契約ではないと思うのですけれども、請負という形になるのですかね。

【井口委員】

孫請けなことではないんですか、再受託って。

【健康課主任（郡司）】

再受託という言葉になれば、孫請けになると思うのですけれども、再受託者等なので、孫請けに限定しているわけではないのかなと。

【井口委員】

どうなのですか。この規定自体は、そこに所属する個人の過失か何かで損害が発生した場合に、個人に対して罰則を適用するとか、損害賠償を請求するとか、それはないということですか。

【総務課長】

まず、市の条例では相手先は法人になります。

【井口委員】

法人。

【総務課長】

になります。ただ、法人による相手先となれば。

【井口委員】

法人の中では可能性はあるのですね。

【総務課長】

はい。

【井口委員】

再委託の停止ってありますよね。

【総務課長】

再委託の停止。あります。

【井口委員】

特記事項には書いていません。

【井口委員】

再受託というのは、再委託のことですよ。

【情報公開係長】

市が認めればできるので。

【総務課長】

一部を委託するということはやっておりますので。市のほうに届出はしていただいています。

【仮野会長】

それは、同じように受託事業で個人情報の特記事項では、再受託者というのはほかでもあるんだよね。これまでこの問題がここで議論になったことはなかったんだけど。

【井口委員】

例えばシルバー人材センターに所属する従業員というか、個人が再受託者になるんですか。

【仮野会長】

いや、ならないですよ。これは、市が認めた再受託者と言わないといけないですよ。

【井口委員】

あくまで再受託者も法人ですね。

【情報公開係長】

個人事業主。

【井口委員】

個人事業主だとしても。

【仮野会長】

これまで再受託者が何か事件を起こしたり、何かあったという問題はなかった
ので。何かありましたっけ。それで個人情報はどうなったかというのは、今まで
はなかったように思うんだが。

【情報公関係長】

私が知る限りでは、ちょっと記憶になくて。

【仮野会長】

当然ながら、シルバー人材センターが再受託者を使う場合には十分に個人情報の
保護に強い意識を持って担当してもらい、こういうことを、ここではお願いす
るしかないよね。

【井口委員】

再受託自体、認めてはいるのですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

そうですね。

【寺島委員】

すみません、いいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【寺島委員】

そこら辺の話とはちょっと違うのですが、根本的に追加の議案の、私、意味
がよく分からないんですけど、有償で買物を代行するサービスという事業を始め
ようとされていますよね。有償で買物代行のサービスを市が。でも、先ほども言
われたみたいに、ウーバーイーツとか、民間がものすごくありますよね。うちの
例を言うと、週に一遍コープさんが届けに来てくれて、それこそここで対象外に
なっている、ここではやらないと言っている生鮮食料品から冷凍品から、たばこ
はないですけど、お酒とか、もっと幅広いのを家の前に、どかんと置いていつて
くれるのですよね。共働きみたいなのところもあるので、別に全然向こうの配達員
さんと接触することもなく、はるかに。別に金額も5,000円とか、そんな面倒
くさいことを言わずに、幾らでも払いたいただけ、自分で買いたいただけ買えるし、
お米でも、お味噌でも、醤油でも何でも持ってきますしね。だから、何もここま
で市でやらなくても、民間とのパイプ役でもいいのではないかなという気もしま

すが、そういうお考えはなかったんですか。

【健康課主任（郡司）】

もちろんおっしゃられることはよく分かりました。私なんかも個人的にはスマホで買物できますので、そういうサービスを使ったほうがいいのではないかという御意見はもちろんあるかと思えます。この事業は、インターネットだったり、スマートフォンをお使いになれない方、一般的に言うと年配の方ですとか。

【寺島委員】

生協なんかは、ただ紙にアナログに書いて、家の前に出しておくだけです。そうすると、取りに来て交換するだけなので。全然別にスマホも全く関係ない。本当に紙の世界でやっている人だけなので、簡単ですよ。

【健康課主任（郡司）】

ウーバーイーツとかアマゾンとか、そういう場合はインターネットができない方は難しいというのが1つと、あとは、今までやったことのないいろんなサービスを、やったことのない方で、また具合が悪いときに、何か一から勉強して初めてのことを取り組めるかというのはなかなか難しい面もあるかなと思っていて、やはりそういうときは、身近に感じてくれていると思う市役所に電話していただいて、そうしたら、こういうサービスありますよというのを御案内できるようにしているという。

【寺島委員】

そこも、民間の買物代行サービスとの橋渡しになるのもいいのではないかなとは、ちょっと私、思ったのですが。買物まで全部代行する、しかもかなり条件ついていますよね、5,000円までとか、生鮮食料品は駄目よとか、冷凍品も駄目よとか。でも、生協とかはそんなことないですから。使い勝手いいし。うち使っているの、実際に。

【仮野会長】

このお金はどこから出るの。

【健康課主任（郡司）】

買物代金のほう。

【仮野会長】

この支援事業は。

【健康課主任（郡司）】

支援事業の委託料に関しましては、都の補助金で。

【仮野会長】

都の補助金。なるほど。都の規則で、ウーバーイーツは駄目と書いてあるの。

【健康課主任（郡司）】

そういうことはないのですが、特定のサービスとどっぷりというのもなかなか難しいのも、こちらもありまして。

【寺島委員】

官民でタイアップしてって、よくあるじゃないですか。そういうのってありますよね。だから、今言われたみたいに、特定のは駄目というのはちょっとクエスチョン。重箱の隅みたいですみません。個人情報と関係ない。

【仮野会長】

いやいや、そういう議論はどんどんいいんです。だけど、時間もあまりないので、少し進めたいんですけど。どこに委託するかという観点でいうと、ウーバーイーツもいいかもしれないけど、ここは公益社団法人小金井シルバー人材センターという、要領を得ている人たちがいるから、そこをお願いしようということだったのだろうと思うんだけど、それはそれとして一つの方法では。もう一方で、ウーバーイーツも一つの方法かもしれないけど。それは、残念ながら、ここであまり議論を深めることではないので、やってみて、駄目だったらウーバーイーツに変えてもらうなり、いろいろとやればいだけでね。

はい、どうぞ、中澤さん。

【中澤委員】

今のシルバー人材センターという、私、69歳なんですけど、まだ働きたいけど、仕事がないという人が結構登録しているんじゃないかと思うんですよね。そういった小金井市民の高齢者の支援的な側面というのがあるから、かなりこちらに仕事、しかもコロナでいろいろ仕事がそういう人たちは減っていると思うのですよ。そういう支援的な側面が強いのかなという感じはしているんですけど。

【仮野会長】

地元の人たちだから、いろんな要領を得ているから、病人という、何というか、個人情報の保護、その他の問題でもしっかり考えるだろうと。逆に、表現は悪いけど、ウーバーイーツでは、誰が来るか分からないからね。ウーバーイーツの悪口を言っているわけじゃないんだけど。危ないところもあるよ、あれ。今のは、私の個人的見解。ウーバーイーツの人にそう言ったら怒るかもしれない。

どうぞ。

【篠宮委員】

すみません、最初に戻るんですけど、ほかの事業でPマーク取得事業者を要件

にしている、ここはしていないというところの理由がよく分からなかったのです。Pマークを取得している事業者を応札要件にしている案件が別にあるんですね、小金井市の中で。これは、そうしていない理由は、それはもう委託先ありきだったからなのかというのはちょっと気になりました。

【仮野会長】

Pマーク。

【篠宮委員】

プライバシーマークですね。

【仮野会長】

プライバシーマーク。

【篠宮委員】

個人情報保護に関する第三者機関から認定を受けた団体に送られる認証です。その認証を、ほかの事業で要件にしている、ここではしていないというのが、僕は腹落ちできなかつたです。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【情報公関係長】

恐らくネットか何かで御覧になったのかなとは思うのですがけれども、シルバー人材センターと契約するときは随意契約なのですからけれども、Pマークがついているようなのは、恐らく入札だと思うのです。そうすると、入札だと、結局どんな業者が来るかが分からないというので、非常に厳しい制限をするという意味があるのではないかなと思います。随意契約だと、シルバー人材センターは出資団体で小金井市の監査も受けたりするので、ある意味、監督できるという要素があるので、その意味でその条項を外したのではないのかなとは推察。

【篠宮委員】

だったら、過去何年間、個人情報保護に関する監査もされてきたということですよ。

【情報公関係長】

条例上は、一応個人情報保護に関しては、市の条例を遵守するようにするというふうにはなっています。

【篠宮委員】

いや、今、監査、監督がしやすいというのが論点だったもので、そこを今まできちんとやってきて、問題なかったというふうな。要は随契って、そんなに褒め

られたものじゃないというふうな見方も、一方であるのです。要は、楽だから随契にするというふうな言い方ももちろんあると思うので、別にそうじゃないという話であれば、そうじゃないです、なんならば、監査、監督していました、1年間、3年前こうでしたというふうなロジックであれば、別に僕も構わない。

【情報公関係長】

正直、個人情報に関して、そこまではしてないです。予算的なことはしてはいます。

【篠宮委員】

であれば、今のは説得力がないなと思いました。

【仮野会長】

Pマークというのは、全国的に展開されているものなの。

【篠宮委員】

三、四万ぐらい法人が入っています。

【仮野会長】

僕は、ごめん、具体的に知らなかった。

【篠宮委員】

すみません、数字は適当かもしれないけど、万は超えています。

【仮野会長】

そうなんだ。将来、じゃ、Pマークをつけている団体がしっかりしたものであって、こういうことでも使えるのであれば、そちらに委託することはあり得るわね。将来的な話だけど。

今日は、委託先を選定する審議会ではありませんので、ここで議論は打ち切りたいと思いますが。

今のこの件は御承認いただけますか、皆さん。ありがとうございます。

それでは、承認いたします。

御苦労さまでした。

では、次ですね。

【事務局】

最後です。68ページを御覧ください。令和3年10月5日より、東京都から各自治体に対して、新型コロナウイルス感染症に罹患して自宅等で療養されている市民の情報の提供が開始されました。

患者情報の入手方法といたしましては、東京都が用意した専用のウェブサイトにて、東京都が患者情報をエクセル形式でセット、本市がその専用ウェブサイトか

ら該当のエクセルをダウンロードして患者情報を入手します。

入手した患者情報は健康課内で蓄積の上、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業、また、先ほどの事業の適切な運用に活用してまいります。

69ページを御覧ください。届出番号41-569「新型コロナウイルス感染症自宅療養患者情報」でございます。

個人情報の内容は記載のとおりで、70ページに使用するエクセルファイルのイメージをおつけしてございます。

説明は、以上です。

【篠宮委員】

いいですか。

【仮野会長】

はい、これで、今から質問。どうぞ。

【篠宮委員】

東京都がダウンロードを許可しているということなのですよ。閲覧だけできればいいのではないかなと思ったんですけど。

【健康課主任（郡司）】

東京都が用意した専用のウェブサイト、そこにエクセルがセットされる。それをダウンロードするという形です。例えば、見るだけでもできるし、ダウンロードができる。

【篠宮委員】

行政端末で扱われるということですかね。

【健康課主任（郡司）】

はい、そうです。

【寺島委員】

ダウンロードするということは、それを何か加工されるのですか。

【健康課主任（郡司）】

まだ始まって1週間程度で、また最近感染者数が少なくて、自宅療養者が減少してきていますので、ほんのちょっとしかデータが蓄積できてなくて、まだフル活用というところまで至ってないのですけれども、徐々にためていって、活用していこうとは考えています。

【寺島委員】

本来なら、閲覧でいいのだったら閲覧で。やたらデータを入れておくと、誰かに取られたりとか、変なコピーを作られたりするから、リスクが増えるじゃない

ですか。リスクミニマムにする意味でいったら、必要なときに閲覧に行けばいいぐらいという感じなのかなともちょっと思いますけど。特にそのデータを加工して、何かしようというのでなければ、という気はしますが、これからの運用と
いうか。

【健康課主任（郡司）】

おっしゃることも重々分かります。まだ始まって1週間ぐらいなので、本当にちょっとしかデータがなくて、それを徐々に蓄積して行って、どう活用しようかと考えながら、また、でも、その一方では、委員おっしゃるとおり、これだけ少ないなら、毎回閲覧だけでいいのではないというのももちろん答えになるかもしれないので。

【寺島委員】

なまじ持つと管理しなきゃいけないし、いろいろ面倒くさいこと、仕事が増えるのではないか。

【健康課主任（郡司）】

それは、もうちょっと様子を見ながら決めていこうかなとは思っています。

【寺島委員】

了解です。

【仮野会長】

これは、この時点で東京都が各市民の情報提供を開始するようになったのはどう
いう理由からですか。

【健康課主任（郡司）】

やはり8月のデルタ株で、今、療養者が増えて、小金井市も、ほかの市も自宅療養者の支援に一気に乗り出して、それで自宅療養者がどういう方がいて、どこに何人、どんな人がいるか、そういう情報がやっぱり知りたいというのが、ニーズが高まってきたことが原因かなと。

【篠宮委員】

いいですかね。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

蓄積していくのですかね。1週間前に見たものと今日見たものと多分違うと思う
のですね。エクセルの中身が。それをマージする、突合して全部で管理して5
年なのですか。多分必要ないのではないかなと思って。

【健康課主任（郡司）】

5年たったら、確かに。

【篠宮委員】

5年前にその人が感染したかどうかとあって、どうなのですか。

【仮野会長】

5年前に、まだコロナはなかったろう。

【篠宮委員】

これから5年ということですね。やり始めたら。最小限にしていただければという。

【健康課主任（郡司）】

今後の状況、人数等のデータの量などを考えながら、また決めていきたいと思っています。

【仮野会長】

この件について、ほかに御意見は、いいでしょうか。

それでは、これを承認といたします。

ほかに、これで案件は終わりですか。

【事務局】

はい。

【本多委員】

会長。

【仮野会長】

どうぞ、本多さん。

【本多委員】

今回案件で、案件2と7のほうで、個人情報保有に当たって届出の漏れが2件あったということなので、そういうことはないように徹底をお願いしたいなど。

【仮野会長】

じゃ、それは正式に、2つの、どことどこでしたっけ、漏れていたの。

【事務局】

両方ともごみ対策課です。

【仮野会長】

そうだ。そこに注意喚起の、当審議会からしてください。

【事務局】

はい、承知いたしました。

【仮野会長】

それは紙でして、その記録を次のときに皆さんに配付して。

【事務局】

はい、承知いたしました。

【仮野会長】

その担当課の反省文も含めて。反省文は要らない。冗談。注意喚起をする。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

お願いします。これでよいですね。

【本多委員】

はい。

【仮野会長】

それでは、以上で諮問事項についての審議は終わりといたします。

本日の日程のその他に移ります。その他は、次回の日程ですね。

【事務局】

次回の日程です。次回の日程は、令和4年2月10日木曜日18時からです。

この会議室をお取りしておりますけれども、皆さんの御都合はいかがでしょう
か。

【仮野会長】

2月10日18時、この部屋ですね。

【事務局】

はい。

【仮野会長】

皆さん、ぜひ日程を調整のほどお願いします。たまたま2月は、これぐらいし
か空いてなかったのだよね、たしか。

【情報公開係長】

そうですね。後になると議会が始まったりするので。

【仮野会長】

そういう市側の事情もありますので、どうぞよろしくお願いします。

次、その他の報告について、何かありますか。ないですね。

【事務局】

はい。

【仮野会長】

これもちまして、本日の審議会、全ての審議を終了させていただきます。
特にはないですね、そちらのほうから。

では、終わりといたします。御協力ありがとうございました。

— 了 —